

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」別紙新旧対照表

新	旧
別紙	別紙
地域医療介護総合確保基金管理運営要領	地域医療介護総合確保基金管理運営要領
第 1 ～ 第 8 略 (別表) 略	第 1 ～ 第 8 略 (別表) 略
別記 1	別記 1
1 略	1 略
2 対象事業	2 対象事業
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業	(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業
ア 地域密着型サービス等整備助成事業	ア 地域密着型サービス等整備助成事業
(ア) 対象施設等	(ア) 対象施設等
a ～ p 略	a ～ p 略
q 小規模(定員 29 人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(4)ウ及び(6)を除いて以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(ただし、北海道、 <u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県</u> における整備に限る。)	q 小規模(定員 29 人以下)な介護付きホーム(老人福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 29 条第 1 項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱(平成 26 年 3 月 31 日付け国住心第 178 号)に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。(4)ウ及び(6)を除いて以下同じ。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、における整備に限る。)
(イ) 整備区分	(イ) 整備区分
「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。(<u>(1)カ、キ、</u>	「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。((7) の事業

新		旧	
<u>ク</u> （７）の事業を除き、以下同じ。）		を除外き、以下同じ。）	
整備区分	整備内容	整備区分	整備内容
創設 （開設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）	創設 （開設）	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※１ 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※３ 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。	改築 （再開設）	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※１ 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※２ 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※３ 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※１、※２について同上。	増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。） ※１、※２について同上。
イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所		イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業 介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員３０人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を１施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。 なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所	

新	旧
は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない。 (ア) ・ (イ) 略 ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。 なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。 <u>また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> (対象施設) a ～ e 略 f 広域型（定員 30 人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、<u>青森県、岩手県、</u>宮城県、<u>秋田県、山形県、福島県、</u>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、<u>長野県、岐阜県、</u>静岡県、愛知県、<u>三重県、</u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、<u>愛媛県、</u>福岡県、熊本県、<u>鹿児島県、沖縄県</u>における整備に限る。) エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事	は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。 また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る１年から４年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わない<u>が、いずれも令和 6 年度中に着工することとする。</u> (ア) ・ (イ) 略 ウ 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業 災害レッドゾーン（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 8 号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。 なお、災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等が、災害イエローゾーンへの移転改築を行う事業については、当事業の対象としないこととする。 (対象施設) a ～ e 略 f 広域型（定員 30 人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県における整備に限る。) エ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事

新	旧
業 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。 <u>なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> (ア) 略 (イ) 対象施設 a ～ e 略 f 広域型（定員３０人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、<u>青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県</u>における整備に限る。） <u>オ 介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中における代替施設整備事業</u> <u>移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設等の改築・大規模修繕等を促進させるため、大都市に所在する介護施設等が改築・大規模修繕等の工事（以下「工事」という。）を行うにあたり、当該施設等で居住を継続することが困難な利用者を受け入れるための代替施設を、都道府県等が公有地において整備する事業を対象とする。</u> <u>なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> <u>(ア) 対象施設</u> <u>当事業において整備された代替施設は、次に掲げる施設等の工事中に、当該施設等の利用者を受け入れるために活用されるものとする。</u> <u>a アの（ア）対象施設等で定める施設等</u> <u>b ウの（対象施設）で定める施設</u>	業 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。 (ア) 略 (イ) 対象施設 a ～ e 略 f 広域型（定員３０人以上）の介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、における整備に限る。） <u>(新設)</u>

新	旧
<u>(イ) 対象地域</u> <u>大都市とは、次に掲げる地方公共団体の区域とする。</u> <u>a 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 で定める、政令で指定する人口 50 万人以上の市（指定都市）</u> <u>b 地方自治法第 281 条で定める特別区</u> <u>c その他、a、b に該当しないものの、都道府県知事が特に必要と認めた地方公共団体の区域</u> <u>(ウ) 公有地</u> <u>公有地とは、地方公共団体が所有する土地のことをいう。</u> <u>(エ) 実施主体</u> <u>当事業の実施主体は、都道府県または（イ）で定める大都市とする。</u> <u>なお、当該実施主体以外の地方公共団体が所有する公有地において、当該実施主体が本事業を実施する場合は、当該実施主体以外の地方公共団体の同意を得ること。</u> <u>(オ) その他</u> <u>当事業により代替施設を整備するにあたっては、施設種別ごとに定めのある施設基準を遵守させることとする。</u> <u>当事業実施後の代替施設については、災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに立地しないこと（災害イエローゾーンについては、4 の（2）ウのただし書きに該当する場合を除く。）。</u> <u>自然災害等が発生した場合において、当事業の実施主体の長がやむを得ないと判断した場合には、当事業において整備された代替施設を、一時的に当事業の目的外で活用することも差し支えないものとする。</u> <u>カ 地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業</u> <u>高齢者の増加が見込まれる都市部において、介護施設等の不足や人材競争の激化、介護ニーズの増加等に対応するため、都市部に所在する地域密着型サービス等が、広域型施設へと転換（サービス転換を含む）する事業を対象とする。</u> <u>なお、当事業の実施にあたっては、補助単価の加算を行うものとする。</u>	<u>(新設)</u>

新	旧										
<u>また、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> <u>(ア) 対象施設</u> <u>次の a に掲げる施設等から、次の b に掲げる施設へ転換する場合について対象とする。</u> <u>a アの(ア)対象施設等で定める施設等</u> <u>b ウの(対象施設)で定める施設</u> <u>(イ) 対象地域</u> <u>都道府県知事が特に必要と認めた地方公共団体の区域のことをいう。</u> <u>(ウ) 整備区分</u> <u>「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>整 備 区 分</u></th><th><u>整 備 内 容</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>創 設</u> <u>(開 設)</u></td><td><u>新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)</u> <u>※取り壊し費用も対象とすることができる。</u></td></tr> <tr> <td><u>増築(床)</u></td><td><u>ア(イ)で定める内容を準用する。</u></td></tr> <tr> <td><u>増 改 築</u></td><td><u>ア(イ)で定める内容を準用する。</u></td></tr> <tr> <td><u>改 修</u></td><td><u>既存の施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u></td></tr> </tbody> </table> <u>(エ) その他</u> <u>当事業を実施するにあたって、事業者は転換及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村長の承認を受けること。なお、承認にあたっては、10 年以上の事業の継続性が見込まれることを確認すること。</u> <u>当事業の実施後の介護施設等については、災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに立地しないこと(災害イエローゾーンについては、4の(2)ウのただし書きに該当する場合を除く。)</u>。		<u>整 備 区 分</u>	<u>整 備 内 容</u>	<u>創 設</u> <u>(開 設)</u>	<u>新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)</u> <u>※取り壊し費用も対象とすることができる。</u>	<u>増築(床)</u>	<u>ア(イ)で定める内容を準用する。</u>	<u>増 改 築</u>	<u>ア(イ)で定める内容を準用する。</u>	<u>改 修</u>	<u>既存の施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>
<u>整 備 区 分</u>	<u>整 備 内 容</u>										
<u>創 設</u> <u>(開 設)</u>	<u>新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)</u> <u>※取り壊し費用も対象とすることができる。</u>										
<u>増築(床)</u>	<u>ア(イ)で定める内容を準用する。</u>										
<u>増 改 築</u>	<u>ア(イ)で定める内容を準用する。</u>										
<u>改 修</u>	<u>既存の施設等の本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。</u>										

新	旧				
<u>また、当事業の実施を行った介護施設等については、事業の実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。</u> <u>キ 広域型施設におけるダウンサイジング実施事業</u> <u>地域の実状を踏まえた定員とするため、過疎地域等に所在する次の（ア）bに掲げる介護施設等のダウンサイジング及び次の（ア）bに掲げる介護施設等を、a またはbに掲げる施設へと転換（サービス転換を含む）する事業を対象とする。</u> <u>なお、当事業における土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> <u>（ア）対象施設</u> <u>a アの（ア）対象施設等で定める施設等</u> <u>b ウの（対象施設）で定める施設</u> <u>（イ）対象地域</u> <u>離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）。</u> <u>（ウ）整備内容</u> <u>「ダウンサイジング」とは、現在定員を基準として10パーセント以上の減員（サービス転換を含む）を行うために必要な整備をいい、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>整 備 区 分</u></th><th><u>整 備 内 容</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>創 設</u> <u>（開 設）</u></td><td><u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>整 備 区 分</u>	<u>整 備 内 容</u>	<u>創 設</u> <u>（開 設）</u>	<u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改</u>	<u>（新設）</u>
<u>整 備 区 分</u>	<u>整 備 内 容</u>				
<u>創 設</u> <u>（開 設）</u>	<u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改</u>				

新		旧
	修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。） ※取り壊し費用も対象とすることができる。	
改修	既存の施設等を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。	
（エ）その他 当事業を実施するにあたって、事業者は減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、都道府県知事等の承認を受けること。なお、都道府県知事が承認をするにあたっては、施設等の所在する市町村長の意見を聞くこととし、また、10年以上の事業の継続性が見込まれることを確認すること。 当事業の実施後の介護施設等については、災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに立地せず（災害イエローゾーンについては、4の（2）ウのただし書きに該当する場合を除く。）、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域その他市町村長が居住を誘導する必要があると認める地域又はそれらの近傍の地域に立地する必要があること。 また、当事業の実施後の介護施設等については、事業の実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。		
ク 介護施設等の集約・再編実施事業 地域の介護ニーズに応じたサービスを提供するため、都市部及び過疎地域等に所在する次の（ア）a、b または c に掲げる 2 つ以上の施設が合築又は併設を行う場合に必要な整備を実施する事業及び、（ア）a、b または c に掲げる施設が 2 施設以上を統廃合し、（ア）a、b または c に掲げる施設を整備する事業を対象とする。 なお、当事業を都市部で実施するにあたっては、補助単価の加算を行うものとする。		（新設）
（ア）対象施設 a アの（ア）対象施設等で定める施設等		

新	旧												
<u>b ウの（対象施設）で定める施設</u> <u>（イ）対象地域</u> <u>カ（イ）及びキ（イ）の規定を準用する</u> <u>（ウ）整備内容</u> <u>「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="58 379 344 427">整備区分</th><th data-bbox="344 379 1079 427">整備内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="58 427 344 719"> <u>創設</u> <u>（開設）</u> </td><td data-bbox="344 427 1079 719"> <u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</u> <u>※取り壊し費用も対象とすることができる。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="58 719 344 815"> <u>増築</u> </td><td data-bbox="344 719 1079 815"> <u>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="58 815 344 1062"> <u>改築</u> </td><td data-bbox="344 815 1079 1062"> <u>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</u> <u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="58 1062 344 1206"> <u>増改築</u> </td><td data-bbox="344 1062 1079 1206"> <u>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="58 1206 344 1302"> <u>改修</u> </td><td data-bbox="344 1206 1079 1302"> <u>既存の施設等を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</u> </td></tr> </tbody> </table> <u>（エ）その他</u> <u>当事業を実施するにあたって、事業者は合築併設・統廃合及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、都道府県知事等の承認を受けること。なお、都道府県知事が承認をするにあたっては、施設等の所在する市町村長の意見を聞く</u>	整備区分	整備内容	<u>創設</u> <u>（開設）</u>	<u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</u> <u>※取り壊し費用も対象とすることができる。</u>	<u>増築</u>	<u>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>	<u>改築</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</u> <u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</u>	<u>増改築</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。</u>	<u>改修</u>	<u>既存の施設等を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</u>	
整備区分	整備内容												
<u>創設</u> <u>（開設）</u>	<u>新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）</u> <u>※取り壊し費用も対象とすることができる。</u>												
<u>増築</u>	<u>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。</u>												
<u>改築</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）</u> <u>※1 取壊し費用も対象とすることができる。</u> <u>※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。</u>												
<u>増改築</u>	<u>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。</u>												
<u>改修</u>	<u>既存の施設等を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。</u>												

新	旧
<u>こととし、また、10年以上の事業の継続性が見込まれることを確認すること。</u> <u>当事業の実施後の介護施設等については、災害レッドゾーン、災害イエローゾーンに立地しないこと（災害イエローゾーンについては、4の（2）ウのただし書きに該当する場合を除く。）。</u> <u>過疎地域等に所在する介護施設等が当事業を実施するにあたっては、当事業実施後の介護施設等は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域その他市町村長が居住を誘導する必要があると認める地域又はそれらの近傍の地域に立地すること。</u> <u>また、当事業の実施を行った介護施設等については、事業の実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。</u> （2）略 （3）定期借地権設定のための一時金の支援事業 施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。 また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。 なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつ	（2）略 （3）定期借地権設定のための一時金の支援事業 施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。 また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。 なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつ

新	旧
て、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、<u>青森県、岩手県、</u>宮城県、<u>秋田県、山形県、福島県、</u>茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、<u>長野県、岐阜県、</u>静岡県、愛知県、<u>三重県、</u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、<u>愛媛県、</u>福岡県、熊本県、<u>鹿児島県、沖縄県</u>における整備に限るものとする。 (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。 <u>なお、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。 なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 <u>また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> (5) 略 (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援するこ	て、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県、における整備に限るものとする。 (4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ア 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業 次に掲げる施設（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業を対象とする。 (ア) 略 (イ) 略 (ウ) 略 イ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業を対象とする。 なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 (5) 略 (6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用を支援するこ

新	旧																		
とを目的とする。 ア略 イ略 ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 （ア）対象事業 介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。 なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。 <u>また、当事業における設備整備に係る経費は対象としないものとする。</u> （7）略 3 助成額の算定方法 （1）略 （2）財政上の特別措置 上記2の対象事業のうち（1）及び（4）の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の（1）により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	とを目的とする。 ア略 イ略 ウ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業 （ア）対象事業 介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。 なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。 （7）略 3 助成額の算定方法 （1）略 （2）財政上の特別措置 上記2の対象事業のうち（1）及び（4）の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の（1）により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。 ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。																		
<table><tr><th>1 区 分</th><th>2 対象施設の種類</th><th>3 加算額</th></tr><tr><td><u>（削る）</u></td><td><u>（削る）</u></td><td><u>（削る）</u></td></tr><tr><td>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条</td><td>・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス</td><td>別表1－1の第2欄に定める配分基礎</td></tr></table>	1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎	<table><tr><th>1 区 分</th><th>2 対象施設の種類</th><th>3 加算額</th></tr><tr><td><u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u></td><td><u>・特別養護老人ホーム</u> <u>・ケアハウス</u> <u>・生活支援ハウス</u></td><td><u>別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額</u></td></tr><tr><td>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条</td><td>・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス</td><td>別表1－1の第2欄に定める配分基礎</td></tr></table>	1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額	<u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	<u>・特別養護老人ホーム</u> <u>・ケアハウス</u> <u>・生活支援ハウス</u>	<u>別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額</u>	沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎
1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額																	
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>																	
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎																	
1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額																	
<u>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</u>	<u>・特別養護老人ホーム</u> <u>・ケアハウス</u> <u>・生活支援ハウス</u>	<u>別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額</u>																	
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条	・特別養護老人ホーム ・生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎																	

新			旧		
に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合		単価に0.50を乗じて得た額	に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合		単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額	地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	・特別養護老人ホーム	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・生活支援ハウス	別表1-1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

新			旧		
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む）	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・生活支援ハウス	別表1－1の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額
4 その他 (1) (略) (2) (略) ア～ウ (略) エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、2(1)ア、<u>キ、ク</u>の事業の対象としないこと。 オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、2(1)エ、<u>カ、キ、ク</u>の事業の対象としないこと。 <u>カ 令和7年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した代替施設については、2(1)オの事業の対象としないこと。</u> <u>(3) 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、10年以上継続して事業を実施できるかという点に留意すること。</u>			4 その他 (1) (略) (2) (略) ア～ウ (略) エ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した介護施設等については、2(1)アの事業の対象としないこと。 オ 令和5年度以降に、災害イエローゾーンにおいて新規整備した広域型介護施設等については、2(1)エの事業の対象としないこと。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>		

新				旧			
別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業				別表 1 (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			
1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		地域密着型サービス施設等の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		・小規模な介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		・小規模な介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数		・小規模な養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数		・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	<u>2,210</u> 千円	整備床数		・都市型軽費老人ホーム	<u>2,110</u> 千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	15,000～ <u>39,600</u> 千円	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数		・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>39,600</u> 千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,330</u> 千円	施設数		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>7,000</u> 千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>41,500</u> 千円	施設数		・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～ <u>39,600</u> 千円	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,800</u> 千円	施設数		・認知症対応型デイサービスセンター	<u>14,100</u> 千円	施設数	
・介護予防拠点	<u>11,000</u> 千円	施設数		・介護予防拠点	<u>10,500</u> 千円	施設数	
・地域包括支援センター	<u>1,480</u> 千円	施設数		・地域包括支援センター	<u>1,410</u> 千円	施設数	
・生活支援ハウス	<u>44,100</u> 千円	施設数		・生活支援ハウス	<u>42,100</u> 千円	施設数	

新				旧				
	・緊急ショートステイの整備	1,480 千円	整備床数	2. 6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	・緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	2. 6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・施設内保育施設	14,800 千円	施設数		・施設内保育施設	14,100 千円	施設数	
	・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,530 千円	整備床数		・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	2,000～5,280 千円	整備床数	
	介護施設等の合築等				介護施設等の合築等			
	・別記1の2の（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		・別記1-1の2の（1）アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		空き家を活用した整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
	・認知症高齢者グループホーム	11,000 千円	施設数		・認知症高齢者グループホーム	10,500 千円	施設数	
	・小規模多機能型居宅介護事業所				・小規模多機能型居宅介護事業所			
	・看護小規模多機能型居宅介護事業所				・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	・認知症対応型デイサービスセンター				・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
	・特別養護老人ホーム	1,400 千円	定員数		・特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数	
	・介護老人保健施設				・介護老人保健施設			
	・介護医療院				・介護医療院			
	・養護老人ホーム				・養護老人ホーム			
	・軽費老人ホーム				・軽費老人ホーム			
災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		

新			旧		
介護施設等の移転改築整備※			介護施設等の移転改築整備※		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数	介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数
介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数	介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数
養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備※			災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備※		
※以下の範囲で都道府県知事が定める額			※以下の範囲で都道府県知事が定める額		

新				旧			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
	介護老人保健施設	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		介護老人保健施設	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数
	介護医療院	25,000～ <u>69,200</u> 千円	施設数		介護医療院	25,000～ <u>66,000</u> 千円	施設数
	養護老人ホーム	<u>2,960</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		養護老人ホーム	<u>2,820</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,530</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～ <u>5,280</u> 千円	整備床数※移転後床数。ただし、増員分は対象外。
<u>介護施設等の改築・大規模修繕時における代替施設整備事業</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額で、いずれかの単価を用いること。</u>		注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。			
・ <u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>		2,000～5,530 千円	整備床数				
・ <u>小規模な介護老人保健施設</u>		<u>25,000～69,200 千円</u>	施設数				
・ <u>小規模な介護医療院</u>		<u>25,000～69,200 千円</u>	施設数				
・ <u>小規模な養護老人ホーム</u>		<u>2,960 千円</u>	整備床数				

新				旧	
	・ <u>小規模なケアハウス (特定施設入居者生活 介護の指定を受けるも の)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	・ <u>都市型軽費老人ホー ム</u>	<u>2,210 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	・ <u>認知症高齢者グルー プホーム</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>小規模多機能型居宅 介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所</u>	<u>7,330 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>看護小規模多機能型 居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>認知症対応型デイサ ービスセンター</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>介護予防拠点</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>地域包括支援センタ ー</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>生活支援ハウス</u>	<u>44,100 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>緊急ショートステイ の整備</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	・ <u>施設内保育施設</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>		
	・ <u>小規模な介護付きホ ーム (有料老人ホーム 又はサービス付き高齢 者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介 護の指定を受けるも の)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>特別養護老人ホーム及 び併設されるショール ーム用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>		

新				旧	
	<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
<u>空き家を活用した整備※</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額</u>			
<u>・認知症高齢者グループホーム</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u>					
<u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>					
<u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>					
<u>地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業</u>	<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額。※それぞれ下記の配分基礎単価に 1.05 を乗じた額</u>				
<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>			
<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			
<u>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>			

新				旧			
<u>広域型施設におけるダウンサイジング実施事業</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額。</u>					
<u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>		<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>				
<u>小規模な介護老人保健施設</u>		<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>小規模な介護医療院</u>		<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>小規模な養護老人ホーム</u>		<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>				
<u>小規模なケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるものの)</u>		<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>				
<u>・都市型軽費老人ホーム</u>		<u>2,210 千円</u>	<u>整備床数</u>				
<u>・認知症高齢者グループホーム</u>		<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u>		<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>		<u>7,330 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>		<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>		<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・介護予防拠点</u>		<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・地域包括支援センター</u>		<u>1,480 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・生活支援ハウス</u>		<u>44,100 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・緊急ショートステイの整備</u>		<u>1,480 千円</u>	<u>整備床数</u>				
<u>・施設内保育施設</u>		<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>				
<u>・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢</u>		<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>				

新				旧	
	<u>者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</u>				
	<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
	<u>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		
<u>空き家を活用した整備※</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額</u>			
	<u>・認知症高齢者グループホーム</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>		
	<u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u>				
	<u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>				
	<u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>				
<u>介護施設等の集約・再編実施事業</u>		<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額※都市部において事業を実施する場合は、それぞれ下記の配分基礎単価に 1.05 を乗じた額</u>			
	<u>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>		

新					旧				
	<u>小規模な介護老人保健施設</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>小規模な介護医療院</u>	<u>25,000～69,200 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>小規模な養護老人ホーム</u>	<u>2,960 千円</u>	<u>整備床数</u>						
	<u>小規模なケアハウス (特定施設入居者生活 介護の指定を受けるも の)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>						
	<u>・都市型軽費老人ホーム</u>	<u>2,210 千円</u>	<u>整備床数</u>						
	<u>・認知症高齢者グループホーム</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・小規模多機能型居宅 介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所</u>	<u>7,330 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・看護小規模多機能型 居宅介護事業所</u>	<u>15,000～41,500 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・認知症対応型デイサ ービスセンター</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・介護予防拠点</u>	<u>11,000 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・地域包括支援センタ ー</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・生活支援ハウス</u>	<u>44,100 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・緊急ショートステイ の整備</u>	<u>1,480 千円</u>	<u>整備床数</u>						
	<u>・施設内保育施設</u>	<u>14,800 千円</u>	<u>施設数</u>						
	<u>・小規模な介護付きホ ーム（有料老人ホーム 又はサービス付き高齢 者向け住宅であって、 特定施設入居者生活介 護の指定を受けるも の)</u>	<u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u>						

新				旧			
	<u>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</u> <u>介護老人保健施設</u> <u>介護医療院</u> <u>養護老人ホーム</u> <u>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u> <u>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</u>	<u>2,000～5,530 千円</u> <u>25,000～69,200 千円</u> <u>25,000～69,200 千円</u> <u>2,960 千円</u> <u>2,000～5,530 千円</u> <u>2,000～5,530 千円</u>	<u>整備床数</u> <u>施設数</u> <u>施設数</u> <u>整備床数</u> <u>整備床数</u> <u>整備床数</u>				
	<u>介護施設等の合築等</u> <u>・別記1の2の（1）アの事業対象施設と合築・併設</u>	<u>合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額</u>	 <u>上記に準ずる</u>				
	<u>空き家を活用した整備※</u> <u>・認知症高齢者グループホーム</u> <u>・小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>・看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> <u>・認知症対応型デイサービスセンター</u>	<u>※以下の範囲で都道府県知事が定める額</u> <u>11,000 千円</u>	 <u>施設数</u>				
注）施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。				（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			
1	区 分	2	配分基礎単価	3	単位	4	対象経費

新				旧					
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費					
定員 30 名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員 30 名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,036 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989 千円	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。		
・介護老人保健施設									
・介護医療院									
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）									
・養護老人ホーム	5,200 千円	施設数		・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,960 千円	施設数			
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）									
定員 29 名以下の地域密着型施設等※				※以下の範囲で都道府県知事が定める額					
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				1,036 千円				定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿	・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
・小規模な介護老人保健施設	・小規模な介護老人保健施設								
・小規模な介護医療院	・小規模な介護医療院								
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）								

新					旧				
		・認知症高齢者グループホーム		泊定員数とする。				泊定員数とする。	
		・小規模多機能型居宅介護事業所							
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所							
		・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400 千円			施設数	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
		・都市型軽費老人ホーム	520 千円	定員数		・都市型軽費老人ホーム	496 千円	定員数	
		・小規模な養護老人ホーム	520 千円			・小規模な養護老人ホーム	496 千円		
		・施設内保育施設	5,200 千円	施設数		・施設内保育施設	4,960 千円	施設数	
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発 0414 第1号・老振発 0414 第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の	
定員 30 名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		定員 30 名以上の広域型施設等※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数	・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数				
			・介護老人保健施設						
			・介護医療院						
			・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）						
			・養護老人ホーム						
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢			・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢						

新					旧				
		者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)			確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1 を準用する)。				確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙 1 を準用する)。
		定員 29 名以下の地域密着型施設等※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額				定員 29 名以下の地域密着型施設等※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
		・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	520 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。			・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。
		・小規模な介護老人保健施設					・小規模な介護老人保健施設		
		・小規模な介護医療院					・小規模な介護医療院		
		・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		
		・認知症高齢者グループホーム					・認知症高齢者グループホーム		
		・小規模多機能型居宅介護事業所					・小規模多機能型居宅介護事業所		
		・看護小規模多機能型居宅介護事業所					・看護小規模多機能型居宅介護事業所		
		・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	8,640 千円	施設数			・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	8,250 千円	施設数
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所					・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		
		・都市型軽費老人ホーム					・都市型軽費老人ホーム		
		・小規模な養護老人ホーム	260 千円	定員数			・小規模な養護老人ホーム	248 千円	定員数
		・施設内保育施設	2,600 千円				・施設内保育施設	2,480 千円	

新				旧			
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・介護予防拠点	124 千円	1 箇所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。	・介護予防拠点	118 千円	1 箇所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。
(3) 略				(3) 略			
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業				(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			
1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		既存施設のユニット化改修※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
「個室 → ユニット化」改修	1,480 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を	「個室 → ユニット化」改修	1,410 千円	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,960 千円			「多床室（ユニット型個室的多床室を含む。） → ユニット化」改修	2,820 千円		

新				旧			
	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化		含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認めら		ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化		含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認めら
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	906千円の範囲で都道府県知事が定める額			整備床数	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	

新				旧			
			れる購入費等を含む。				れる購入費等を含む。
介護施設等の看取り環境の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		介護施設等の看取り環境の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		4,330 千円	施設数	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		4,130 千円	施設数
共生型サービス事業所の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額		共生型サービス事業所の整備※		※以下の範囲で都道府県知事が定める額	
・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所		1,290 千円	事業所数	・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所		1,230 千円	事業所数
注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。				注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。			
(5) 民有地マッチング事業				(5) 民有地マッチング事業			
1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	1 区分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		民有地マッチング事	民有地マッチング事業※	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		民有地マッチング事

新					旧				
	・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,930 千円	自治体	業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等		・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,610 千円	自治体	業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
	・整備候補地等の確保支援	5,670 千円	自治体			・整備候補地等の確保支援	5,410 千円	自治体	
	・地域連携コーディネーターの配置支援	5,540 千円	1 か所			・地域連携コーディネーターの配置支援	5,290 千円	1 か所	
注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。					注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。				
(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業					(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業				
1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率	1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	5 補助率
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,340 千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1/3	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,100 千円	都道府県知事が認めた台数（定員数を上限とする）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2/3

新					旧				
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業				
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	<u>1,240</u> 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	<u>1/3</u>	・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	<u>1,180</u> 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	<u>2/3</u>
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	<u>7,410</u> 千円	1 か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担	<u>1/3</u>	・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	<u>7,070</u> 千円	1 か所	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担	<u>2/3</u>

新						旧					
	・家族面 会室の整 備等経費 支援	4,330 千円	施設・事業 所	金及び適当と認められる 購入費等を含む。	1/3		・家族面 会室の整 備等経費 支援	4,130 千円	施設・事業 所	金及び適当と認められる 購入費等を含む。	2/3
介護施設 等におけ る多床室 の個室化 に要する 改修費支 援事業	1,220 千円	定員数	介護施設等における多 床室の個室化に必要な工 事費又は工事請負費及び 工事事務費（工事施工の ため直接必要な事務に要 する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負 費の2. 6％に相当する 額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金及び適当と認められる 購入費等を含む。	1/3		介護施設 等におけ る多床室 の個室化 に要する 改修費支 援事業	1,160 千円	定員数	介護施設等における多 床室の個室化に必要な工 事費又は工事請負費及び 工事事務費（工事施工の ため直接必要な事務に要 する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬 費、印刷製本費及び設計 監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負 費の2. 6％に相当する 額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補 助）金等において別途補 助対象とする費用を除 き、工事費又は工事請負 費には、これと同等と認 められる委託費及び分担 金及び適当と認められる 購入費等を含む。	2/3	
注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。 （7）略						注）いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。 （7）略					